

草津市教育委員会会議録

令和4年6月定例会

(6月24日開催)

草津市教育委員会

出席委員	教育長	藤田雅也
	委員	稲垣明美
	委員	松嶋徹也
	委員	小辻寿規

事務局出席者	教育部長	増田高志
	教育部理事（学校教育担当）	菊池誠
	教育部副部長（総括）	田中三男
	教育部副部長（スポーツ推進・スポーツ大会担当）兼 スポーツ推進課長	宮田勝一
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	二井治美
	教育部副部長（学校教育担当）兼 学校教育課長	上原忠士
	教育総務課長	吉田克己
	生涯学習課長	上原香織
	歴史文化財課長	岩間一水
	教育研究所長	木村弘子
	教育総務課係長	永田厚子

令和4年6月草津市教育委員会定例会会議日程

令和4年6月24日 午後3時00分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 5月定例会会議録の承認について

日程第3 教育長報告

日程第4

付議事項 (7件)

議第28号 臨時代理の承認について

議第29号 臨時代理の承認について

議第30号 臨時代理の承認について

議第31号 臨時代理の承認について

議第32号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第33号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第34号 草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

報告事項 (2件)

(1) 史跡草津宿本陣整備懇話会開催要綱の制定について

(2) 草津市埋蔵文化財調査保護要綱の一部改正について

開会 午後3時00分

藤田教育長

それでは、ただいまから草津市教育委員会6月定例会を開会いたします。

なお、本日は我孫子委員から欠席届が出ていますので、御報告をいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

—————日程第1—————

日程第1「会期の決定」についてでございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、6月定例会は本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

藤田教育長

次に日程第2、「5月定例会会議録の承認について」でございますが、あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようですので、5月定例会会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第3—————

藤田教育長

次に日程第3、「教育長報告」に移ります。

それでは、私の方からの御報告をさせていただきます。

去る5月31日に、滋賀県教育委員会の主催で、県内の教育長を対象とした夜間中学及び多様な学びに関する協議会が開催され、オンラインで参加をいたしました。夜間中学は全

国において今年の4月現在で、15の都道府県34地区に40校あり、約1700人の生徒が通われており、10代から60代と幅広い生徒さんが国籍を問わず、中学校修了や日本語習得に向けて学んでおられる状況でございます。そして国においては、夜間中学を全都道府県に少なくとも1つ設置するという方針のもと設置促進の取組が進められています。この協議会の中で、神奈川大学の人間科学部特任教授の安部賢一先生の御講演がありました。滋賀県の地勢上の観点から、整備の際に1箇所では難しいのではないかと。勤務地から通学する事を考えると昼間人口も重要になる。国籍も多様化していることから、それぞれ言語は異なってくる。そしてまた全国的に不登校の児童生徒が増加傾向にあり、若者の教育をどう保障するのかというような観点など、夜間中学の開設に向けた御助言を頂きました。特にこの夜間中学は「ニーズの多寡によらず、ニーズがあれば必要な器」であり、そういう事からも各市町としても避けて通れない課題である一方、広域性のある全県的な課題であると感じたところでございます。また中学校を卒業して行き場を失くした若者をどうサポートしていくのか、そういった場や体制の確保も課題でございます。市の子ども若者部局との連携も必要になってくるのではないかと考えております。今後も子どもたちの学びを確保して社会的自立に結びつけていく施策の充実に向けて取り組んで参りたいと思います。

次に6月3日、滋賀県が県内の小学校や特別支援学校などの児童生徒らを対象にプロの音楽家による本格的な演奏や舞台に触れる機会を提供する「ホールの子事業」（びわ湖ホール音楽会へ出かけよう！）が開催され、私も初めて視察をいたしました。会場のびわ湖ホールには900名を超える子どもたちが集まり、本市からも常盤小学校3学年生の児童が参加をしていました。大変優れた音響空間があるびわ湖ホールを会場に、日本有数の楽団である「京都市交響楽団」による素晴らしい演奏と日本初の公共ホール専属声楽家集団であります、「びわ湖ホール声楽アンサンブル」の方々のアンサンブル音楽会がスタートをいたしました。テーマは「世界を巡る音楽の旅」ということで、子どもたちにもなじみのある曲が選ばれていまして、初めて見る楽器もある中で奏でられた迫力

あるリズムカルな音色に聞きいっている子どもたちの姿が印象的でございました。私も本物の凄さに感動して、あっという間の1時間を過ごしたところでございます。近頃は、コロナ禍の影響もございまして子どもたちの体験活動が少なくなっている事を危惧しています。その中でも音楽や演劇鑑賞などの文化的体験は特に少ないのではないかと考えております。こういった状況下ではありますが、今後も地域と連携した様々な体験活動の機会をより充実して、子どもたちの生きていく力を育む教育実践に努めて参りたいと思っております。

次に、高穂中学校では昨年から学校の制服の見直しを検討されてきました。昨年度は全校生徒と併せて令和5年度に入学する3つの小学校の保護者に対してアンケートを実施され、制服の機能性(伸縮性、保温・通気性、汚れの落ちやすさ等)、ジェンダーへの配慮やデザイン性、そして価格など、重視する項目を整理されて、プロポーザル方式で業者選定が行われました。そして今年度はその業者によって来年度に新しい制服で入学する3つの小学校の6年生の児童に対して、制服サンプルの展示とアンケートの調査が行われました。また、高穂中学校では生徒会主催で新しい制服に付けるエンブレムのデザインコンテストを実施され、新制服の完成に向けて着々と準備を進められているところでございます。今回の制服検討の当事者である児童生徒、そして制服を購入する側の保護者、そういった方々の意見表明の機会が設けられているということは非常に大きな意義があり、高く評価をしております。また性の多様性に関する学習も併せて行われ、その結果、すべてのデザインで女性用のスラックスも作成されると聞いています。市内では中学校制服の見直しは既に他校でも進んでいます。今後も子どもたちの自主性を重んじる学校づくりに向けた取組を進めて参りたいと思っております。

次に、6日から27日までの会期で開会されています、6月市議会定例会についてでございます。

一般質問では9名の議員から、質問をいただきましたので内容を紹介させていただきます。川瀬善行議員からは学校などの施設改修について、井上薫議員からは学びの教室開催事業について、奥村恭弘議員からは草津市の通学路安全対策に

ついて、石本恵津子議員からは学校における香害化学物質過敏症について、西村隆行議員からは小中学校でのボトル給水機能付き冷水器の設置について、西川仁議員からは物価高の給食費への影響について、服部利比郎議員からは中学校の自転車通学の安全対策について、八木良人議員からは子どものマスク着用について、西垣和美議員からは不登校への支援について、それぞれ御質問をいただきました。今回の議会では16人の方から質問がございましたが、その内9人の方から教育委員会へ質問をいただいたという事で変わらず教育への関心の高さが伺えるものでございました。いただいた質問内容や趣旨をしっかりと受けとめまして、今後の取組の充実に繋げて参りたいと考えております。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。

それでは委員の皆様から各教育全般に関する事項で御意見、御感想をお願いいたしますと思います。

稲垣委員

この6月はほとんど学校訪問という機会は得られなかったので、その中で教育に関わることで思っていることを話したいと思います。梅雨時に入って毎日暑い日が続き今は熱中症を心配されているのではないかと思います。コロナに加え、インフルエンザの増加も耳にします。そんな中で学校現場も気の抜けない日々が続いているのではないかと考えております。クーラーの中にいると感じないのですけれども、学校現場ではやっぱり校外へ出て学ぶということも大事な学習ですので、また気をつけていく時期なのかなと思っています。

それから県の福永教育長に話を聞く機会がありまして、その中で取り組む8つの事を言っておられました。これは本当に普段聞いている内容だったのですが、学校独自の取組、特色ある学校、総合的な学習、うみの子、山の子、田んぼの子を取り上げておられたのですが、仲間作り、ルール作りをここでやり、それぞれの学校の独自性を出しながら学校力の向上をしないといけないと言っておられました。それから家庭学習の習慣化、これもずっと言われている事だと思っています。また、活用を図る学習ということで子どもが考え、判断・表現することもずっと言われています。それから、考えて書く力ですが、是非新聞や読書を活用して欲しいと言って

おられました。私も5年前現場にいる時に、学校配分の教育予算は削減される中、何を削るのかという事でずっと取っていた新聞を削減した記憶があります。しかし福永教育長は、新聞を一紙ではなく、複数紙取って同じテーマの事を見比べることに値打ちがあると言われていたのですが、その新聞を取る予算が現場にはないのだと思いました。今、家庭では、スマホでぱっと調べてしまうので、新聞を読む機会が大変減っていますし、新聞すら知らない子どもたちも多い中で学校が用意しなければ新聞に触れないという事を改めて感じました。福永教育長は学校に複数紙用意しなさいと言っておられるのですが、お金の問題で1紙3,000円くらい、3紙だと1万円近くなりますので、そんなことを思いながら聞いておりました。

それからユニバーサルデザインに基づく事業改善、きめ細かな指導ということで、ユニバーサルデザインは随分前から言われているのですがそこもポイントかと思います。

また、それぞれの学校の状況を丁寧に分析する学校評価というものを行われていますが、分析を丁寧にやっている学校はいったい何校あるのだろうかと思いました。多分12月ぐらいから学校評価に向けて振り返りをするのですが、そういう振り返りではなく、子どもや教師、地域の人とかもっと分析する必要があるのではないかと思います。学校評価から見えてこないものをしっかり見るということは大事なことだなというふうに聞いておりました。そういう8つの点が取組の大きな柱だと言っておられました。それから、読み解く力、これも何年か前から随分言われていて、ここでもお話を伺いました。その中で企業が求める人材って何かというと、コミュニケーションがしっかりとれる子であるとおっしゃっていました。子どもたちは会話が大変苦手です。特にICTが入ってきて画面上では見るけれど、友達との会話がどれだけ出来ているか。また、いろいろなやりとりをしながら他人を想えばいじめは減るはずですが、相手を想う心は一朝一夕には育たず、特に道徳という教科だけでは育たない部分があり、相手を想う・他人を想う気持ちを持つ教育が重要に思いました。それから、違う意見を受入れられる、自己主張をすることも大事ですが、友達の考え方もありますので、①「あなた

はそう考えているのですか」という様に否定するのではなく、①相手の意見を受入れる。相手の意見を整理して受けとめる力、そんなことを企業は今求めており、読み解く力でこの事を生かせるのではないかということを知りました。また、とにかくもっと面白い興味を持つ教育、新しい教育をやりなさい、学び続ける姿勢を持ちなさいという様なことで締めくくられていたお話でした。現場の先生たちは何度も聞いておられるので、新しい話ではないのですが、退職したものには、聞いていて改めていろんなことを思いました。

以前、不登校児童の増加データを見せていただいて草津市も大変多いなと思いました。私も現場にいるときには不登校の子どもを何とか学校に来させなければいけない、何とか学校に来て欲しいとそんな視点でやっていたと思います。おっしゃったのは学びを保障しなさい。不登校でも学校に行きたくないなら、無理やり連れて行く事は私も意味はないと思いますが、一方で、やはり学びを保障するということが大事だということです。草津市もフリースクールに通うための通学費の支援など、学びの場の確保ということでフリースクールが今注目されていますが、草津市として、放課後の学校であるとか、いろんなことをやっておられています、やはりどう学びを保障するのかがとても大事なことですし、ICTが出来る様になったけれども、すべてオンライン授業で繋がることはできませんし、どうするのかということも考えなければいけないのではないかと思います。集団が苦手な子であったり、別室ならできる子などパターンはたくさんあります。少人数ではあるけれども、学校に行きなさいという姿勢だけでないというところで、何か取り組むことができるような気がしました。

それからもう1つはPTAの活動のことで思うのですが、以前、生涯学習課の方から連絡協議会はもうなくなるとおっしゃっていましたし、PTAが滋賀県、草津市だけではなく、いろいろなところで無くなりつつあるというのは聞きます。しかし、マイナスイメージとしては任意団体ですので加入は自由意志というところにあるので全員加入ではないのです。それをみんな全員加入だと勘違いしていて、そこにまた課題が出てきたなと思いました。それから、役員になりたく

ないというイメージで、この部分はマイナスと思ったのですが、逆になんかプラスな事もあると思います。先ほど教育長がおっしゃったように、学校事故が起こった時に保障しなさいと言われた場合にPTAの保険加入というのがあるので、少ない掛け金で大きな保障が、大きいといってもしれているのですけれど、何十円何百円で、何十万か100万程度ぐらいまで補償されるような保険があるのです。これは共助自助ということで、1人では出来ないけれども沢山の会員がいる中で出来るというようなこともあるので、AIUの任意加入とか、私も実際それに入っていて助かった事もあります。学校の正面の昇降口の鉄心入りのガラスを割った子どもがいましたが、それを弁償すると10万円と言われ、半分を学校がもちますと話をしていたのですが、たまたま保険に入っておられたので、保険がおおりて弁償して下さりました。そういうこともあって、決してPTAの役員が嫌だから自由意思だからというところを全面に出すのではなくて、今までやってきたその学校組織としての連絡網でもありますし、大事なプラスの面も考えた上でどうしていくかという、新しいPTA組織というものを考える時期にきているのではないかと思います。県の組織、全国の組織に入る必要はないですが、学校の中にPTAという組織がないと学校は困ります。緊急事態が起こったときどう連絡するのかとか、いろいろなことが起こってくるときに学校組織の中でのPTAという窓口は大事だと思いますし、新しい形のPTAという事を草津市教委から提案してあげるとか、県のPTA組織の窓口もありますし、生涯学習課におられた先生もいらっしゃいます。もっとそういう情報を集めて、本当に解散していいのというところを考える時期は過ぎているのかもしれないですが、やっぱり大事なものもあるということも広めて欲しいなという、マイナスイメージだけで壊してしまうと、次立ち上げるのはものすごく大変な事だと思います。実際に県のPTAの活動をされている方も、相談してくれたら、いいアイデアが出せたのにといいことも言われていましたので、是非もっと情報提供して、よりよい活動になるようにと思っております。

藤田教育長

ありがとうございます。

私も学校にお伺いするなどの行事に参加というのがこの1か月ほど出来ませんでした。その上で普段生活している中で不登校支援に関して思うところがありましたのでその点に関して報告したいと思います。

私事ではありますが、連休明けから小学校に上がりたての子どもが学校になかなか行きにくい状況が続いておりまして、その様な日々が続いた中、先生から提案がありスクールソーシャルワーカーの方と心の保健室の先生と担任の先生と話をさせていただく機会があり、その中で凄く子ども一人一人の特徴に合わせた対策を考えていただけているのを感じました。私の子どもに関しては、恥ずかしがりやで、何かあっても先生に発言をすることができないところがあるのですが、例えば授業中にお腹が痛いと伝えたい時があった場合は、カードを渡して先生に見せるようにすれば先生が対応する様にしますというような提案や、学校になかなか行けないのも、まず学校に行くという習慣をつけるところから始めましょうということで、無理やり学校に来させるとかではなく、その時の体調も鑑みて朝だけ行って、まだみんなが来ない時間に先生もそこで待っていてくださって、そこで挨拶だけしてその先生に今日はお腹が痛いので帰りますと伝えてから帰る。そういうふうにとりあえず学校に行くという習慣をつけるような形で、挨拶だけして帰るのを続けていくという様な、本当にその子その子の状況と、特性に応じてどういうふうに通える様にしていくかというところを凄く親身になって相談にのってくれるのだなと感じ、頼りになるというのを保護者の立場になって、相談の機会をいただいて思った次第でした。

自分も学校に無理やり行かなくても家で学習に関して教えて、学校行きにくいなら別に行かなくてもいいのではないかと思っていたのですけれども、実際その立場になってみると学校に行ける日、行けない日が出たり、行けたとしてもいつ帰ってくるかわからない。お昼ご飯も、もし休んだとしたら家で用意をして、それで勉強も教えたりとなると保護者の仕事にも支障が出たりですとか、学校に行けたとしても途中で帰ってくるかもしれないので迎えに行かないといけなくなるので、そうなるとなかなか時間の都合等がつけにくくなっ

てしまい、不登校の児童を持つと行動の制限があり、保護者としてはかなりの負担があり、精神的にも時間的にもここまで制限されるのだというのを感じました。私はまだ学校も近いですし、何とか先生方も対応してくださっていますので、まだ大丈夫な方だと思います。自分の子どもは入学したてでストレスという形で行けないだけですが、他の理由で行けない子どもたちでやまびこ学級に行ってもらえる子どもたちだと、車での送迎でもっと時間もかかるなどがあるでしょうし、私はましな方だと思いますがそれでもすごく負担に感じた面もあったので、難しい問題ではありますけれども、今後も先生方との話し合いをしていろいろ相談していきながら対応していきたいと思います。やはり学校に無理に行かなくてもいいとは思いつつも保護者の立場からすると、できれば学校に行って給食も食べて、通常通り帰ってくるというリズムを作ってくれた方が確かにありがたいと思う一面もあると感じた次第です。

何か結論があるわけではないのですが、そういった学校の不登校児童に対する支援の体制は話し合いをさせていただいて、今後もこういう取組を継続していただけたらと思った次第でした。話が全然まとまってないですけども、1ヶ月で感じたことを発表させていただきました。以上になります。

藤田教育長

ありがとうございます。

小辻委員

非常に難しい話なのですが、PTAそのものに対して保護者の方々に参加できない方がたくさんおられますが、そうした時に意見の吸い上げができていないと考えられている方もいるのかなと思います。先ほどのPTAの話の中にもありましたが、PTAの1番の課題は、PTAの機能が弱まれば一番困るのは先生方であるということです。保護者の方々からすれば、困らないという保護者がいれば、困ると言われる保護者の方もおられるので先生方の負担が増えるであろうと思います。PTAに関しては任意の団体ですので、先生たちの負担は増えていいのか、その分の負担というのをどういうふうに対策するのかっていうのは、形が崩れていくということ

を前提にPTAについて考えて行かないといけない時期ではないのかということ強く思いました。今のままのPTAでは難しいだろうというのが実情であると思いますので、PTAの立て直しを行うことはもちろんありえる事だし良い事だと思うのですが、そうでない可能性も加味した上で、先生方の負担をどのようにすれば軽減できるのかを今のうちから考えて行く必要があると思います。

先ほども新聞の話が出ておりましたが、実は、京都新聞記者さんの力を借りまして私の授業で、新聞を使ったワークショップをやっております。その中で一般紙からスポーツ紙を含めて様々な新聞を持ち寄り、その新聞の中に例えば、SDGsの項目をいれてみるだとか、地域の項目も入れて様々な視点から新聞を読むのを大学生の皆さんとやってみました。その中で見えてきたのは、皆さんヤフーニュースなどの興味があるニュースに関しては意見を言うのですが、割とそのコピー的になってしまい、自分の思いしか伝えられないことがあります。新聞を皆の前で発表するというのは、少なくとも周りの人が聞いており、自分の身に向けられているだろうと踏まえて話をする中で、マイルドにかつしっかりとした視点を持って話をしなければなりません。やはり様々な視点を子どもたちがもって話していく事はすごく大事だと思います。新聞教育についてもそういうのが大事かなと思います。今、一番の課題として、新聞教育やネットニュースにおける新聞記事の場合は、続きは有料会員にならないと読むことができない形が非常に多くなっています。そうすると新聞そのものを取っていない家庭では、新聞を読むということも無いだろうと思います。前まではニュースが全部読めるという状況が当たり前でしたが、今はもうそうでもないです。また、新聞のタイトルだけ見てこんなニュースがあったみたいな感じで見えてしまうのが非常に増えており、どうしても自分の頭の中だけで妄想して、そのタイトルにどんなことが書いてあるのか、また、そのタイトルの中に出てきている人の名前だけで、自分の主義主張を感じ、すべてを見てしまうような社会学になっている。子どもたちにもそうではなく、最後までしっかり読んで、その上で自分の言葉にし、周りの人たちに伝える作業を今後していただきたいと思います。新聞が使わ

れなくなり、学校でも取られず、無駄な経費になっていっているのは残念だなと思いました。その中で前は社説を読みましようとかそういう話がありましたが、社説とかではなくやっぱり、普通に記事を読むだけでも非常に意味があると思います。社説はバイアスがかかったものですから、社説が新聞を子どもたちから離してしまったと思っています。新聞はいろんな記者が記事を書いていますから、それを見る環境を整えてあげたいと思います。子どもたちに家で新聞が取れなくても、そういった機会を学校で与えてほしい。2024年に京都でNIEという研究会が開かれますのでそういうところに向けて、我々も滋賀で何か考えることがあるのかなあと強く思います。

将棋の木村さんが13歳で滋賀で初めてプロの棋士になられ、草津市に住まれており、特に小中学生にあたる方がなされたのはめでたいなと思います。教育委員会ではないとは思いますが、今後、何か表彰する制度を通して、若者を表彰していくという事があってもいいかと思います。

藤田教育長

それでは教育長報告については以上で終わらせていただきます。

———日程第4———

藤田教育長

次に、日程第4、付議事項に移ります。

議第28号「臨時代理の承認を求めることについて」でございますが、この議案は人事案件でありますことから、会議を公開しないこととすべきであると考えます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項では、「教育委員会の会議は公開する。ただし人事に関する事件、その他の事件について教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができる」となっておりますので、この規定に基づきお諮りをしたいと思います。

議第28号を公開しないことにすることについて、御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。よって、議第28号につきましては、公開しないことといたします。この議案につきましては、報告事項の終了後に審議を行うことといたします。

次に、議第29号「臨時代理の承認を求めることについて」審議させていただきます。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは議第29号「臨時代理の承認を求めることについて」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。

議案書は7ページから9ページでございます。8ページをお願いいたします。このたび、教育委員会に所属する職員の兼務発令を行うに当たりまして、委員会の会議を招集する時間的な暇がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので本委員会に報告しその承認を求めるものでございます。9ページをお願いいたします。

このたび、学校給食センターの執行体制を確保するため、第2学校給食センターに所属しております職員の宇野正章に学校給食センターの兼務を発令するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。何卒御承認賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問がないようでございますので、御異議はございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。

よって、議第29号は承認されたものと認めます。

次に、議第30号「臨時代理の承認を求めることについて」審議いたします。

教育総務課長

事務局の説明を求めます。

議第30号「臨時代理の承認を求めることについて」教育総務課の吉田が御説明申し上げます。

議案書は11ページから14ページでございます。13ページをお願いいたします。

本議案につきましては、志津南小学校大規模改造2期工事(建築)の請負契約の締結につきまして、市議会の議決を求める必要がございましたことから現在開会中の定例市議会におきまして、6月17日の再開日に議案提出したものでございます。この議案提出に際しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められておりましたが委員会の会議を招集する時間的な暇がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして教育長が臨時に代理をさせていただきましたことから、本委員会に報告しその承認を求めるものでございます。

なお、議案に関しましては記載の通り、意見なしとして市長へ報告しております。

次に工事概要につきまして御説明いたします。14ページをお願いいたします。契約の目的は、志津南小学校大規模改造2期工事(建築)、契約の方法は条件付一般競争入札によるものでございまして、契約の金額は1億8,153万3,000円となっております。契約の相手方はゆうあい建設株式会社でございます。また、こちらに記載はございませんが、本工事とは別に、電気設備工事、機械設備工事及び監理業務の発注を別途予定しているところでございます。

以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

御意見、御質問がないようですので、御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。

よって議第30号については承認されたものと認めます。

次に、議第31号「臨時代理の承認を求めることについて」審議いたします。

事務局に説明を求めます。

教育総務課長

議第31号「臨時代理の承認を求めることについて」教育総務課吉田が御説明申し上げます。

議案書は15ページから18ページでございます。17ページをお願いいたします。本議案につきましては、先ほどの議第30号と同様に総合体育館屋根・床板改修工事の請負契約の締結につきまして、市議会の議決を求める必要がございましたことから、現在開会中の定例市議会におきまして、6月17日の再開日に議案提出したものでございます。この議案提出に際しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして市長から意見を求められておりましたが、委員会の会議を招集する時間的な暇がございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定によりまして、教育長が臨時に代理させていただきますこと、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。

なお、議案に関しましては、記載の通り意見なしとして市長へ報告しております。工事概要につきましては、担当課でありますスポーツ推進課より御説明いたします。

スポーツ推進課長

スポーツ推進課宮田より工事概要を御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。契約の目的は、総合体育館屋根・床板改修工事、契約の方法は条件付一般競争入札によるものでございます。契約金額は1億7,615万9,500円となっております。契約の相手方はゆうあい建設株式会社でございます。

また、こちらに記載はございませんがこの工事とは別に、工事監理業務の発注の予定をしております。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきましては何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

他に御意見、御質問がないようでございますので、御異議ございませんでしょうか。

— 異議なし —

異議なしと認めます。

よって議第31号については承認されたものと認めます。

次に、議第32号「草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議をいたします。

事務局に説明を求めます。

生涯学習課長

議第32号「草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて」生涯学習課の上原が御説明申し上げます。

議案書は19ページから22ページでございます。それでは20ページをお願いいたします。草津市社会教育委員設置条例第2条の規定により委嘱しております社会教育委員の任期が令和4年6月末で満了となりますことから、新たに15名の方に委嘱をさせていただきたいと考えております。任期は令和4年7月1日から2年間で、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の関係者、学識経験を有する者の4つの区分により委嘱するものでございます。社会教育委員の職務といたしましては、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会からの諮問に応じて意見を述べること等を担っていただいております。

以上、誠に簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきましては何か御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

御意見、御質問がないようでございますので、御異議はございませんでしょうか。

— 異議なし —

異議なしと認めます。

よって、議第32号は原案通り可決することといたします。

次に議第33号「草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長

議第33号「草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」学校教育課の上原が御説明申し上げます。

議案書の23ページから25ページを御覧ください。通学区域審議会委員につきましては、草津市通学区域審議会設置条例第3条第2項の規定により委員を委嘱しているところでございますが、この度選出していただいております団体における役員の交代により、委員の委嘱替えを行うものでございます。なお、委嘱期間については、いずれの委員も任期中の委嘱替えでありますことから、条例第5条第1項ただし書きの規定によりまして、前任者の在任期間である令和4年12月26日までとなります。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございましたらお願いをいたします。

では御意見、御質問が無いようでございますので、御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案通り可決されたものといたします。

次に、議第34号「草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議いたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長	<p>議第34号「草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」生涯学習課の上原が説明申し上げます。</p> <p>議案書は27ページから29ページでございます。それでは28ページをお願いいたします。</p> <p>草津市教育委員会附属機関運営規則第2条の規定によりまして、委嘱をしております草津市文化振興審議会委員の任期が満了となりますことから、新たに10名の方に委嘱させていただきたいと考えております。</p> <p>任期は令和4年7月17日から2年間で、学識経験を有する者、関係する団体から選出された者、公募市民の3つの区分により委嘱するものでございます。</p> <p>草津市文化振興審議会の担当事務といたしましては、文化振興に関する計画の策定及び推進、その他の文化振興に関し必要な事項についての調査審議に関する事務となっております。</p> <p>以上、誠に簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。</p>
藤田教育長	<p>ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。</p>
小辻委員	<p>15名までと思っていたのですが、10名の委嘱なのですね。五十川先生は学識経験を有する者で入っていたと思っていたと見て見ましたが、文化財保護審議会から選出されており、不思議に思いました。</p>
生涯学習課長	<p>現在も五十川会長に御参画をいただいております、引き続きお願いをさせていただきたいと考えております。</p>
小辻委員	<p>五十川先生は学識経験が豊富な方なので、学識経験を有する者の区分じゃないのだと思ひまして。別に問題はないです。</p>
藤田教育長	<p>文化財保護審議会から来ていただいております、たまたま会長が五十川さんという事ですね。団体からの推薦というふうな</p>

取り扱いということでございます。

小辻委員

はい、特に問題はないです。

藤田教育長

ありがとうございます。他にございませんか。

では他に御意見、御質問が無いようでございますので、御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。

よって議第34号は原案通り可決されたものといたします。

—————日程第5—————

藤田教育長

次に、日程第5、報告事項に移ります。

事務局から説明を求めます。

歴史文化財課長

それでは、報告事項の1と2両方につきまして、歴史文化財課の岩間より御説明申し上げます。

まず、報告事項1の史跡草津宿本陣整備懇話会開催要綱の制定についてでございます。説明資料は33ページ、34ページでございます。草津市教育委員会告示第13号によりまして、要綱を次の通り、令和4年6月6日付で施行し6月6日付で告示させていただいております。内容につきましては34ページに記載させていただいておりますが、史跡草津宿本陣整備事業は、本市が史跡の管理団体として、今後の整備に係る基本計画に着手いたしますが、これらの内容検討を行うための意見交換をすることを目的に懇話会を開催いたしますことから、必要に応じて要綱を定めさせていただいております。つきましては、草津市教育委員会告示第13号として開催要綱を告示いたしましたので御報告させていただきます。

報告事項2、草津市埋蔵文化財調査保護要綱の一部改正について御報告申し上げます。資料は35ページ、以降45ページまででございます。この要綱は文化財保護法の趣旨に従

いまして、埋蔵文化財の発掘調査等に必要手続きを定めたものでございまして、関係する事務手続きにつきまして、滋賀県が策定いたしました事務取扱要綱に基づきこれまで扱ってきたものでございますが、この度滋賀県が事務取扱要綱において、埋蔵文化財に関する届け出様式についての公印欄を廃止することを改正致しました。つきましては、これらに従いまして、本市が定める埋蔵文化財に関する依頼書等様式につきまして、公印欄を廃止いたしますとともに、本市の埋蔵文化財調査保護要綱で使用しております下線部の文言につきまして、40ページから41ページの新旧対照表の通り、開発協議者または開発者という文言を事業者に、また開発行為を掘削行為というふうに改正適正化するとともに、様式につきましては42ページから44ページの通り変更したものでございます。

なお、様式につきましては前から順に発掘調査、試掘調査、立会調査の様式がございます。この変更内容はいずれも標準的な内容でございまして、公印廃止以外の変更内容としたしましては発掘調査にかかります土地所有者としての合意内容を記載し署名を得る事、それからまた別の発掘統計等の添付書類または記載している添付書類の内容と重複するものにつきましては、ここでは記載内容から削除するというような改正をしたものでございます。つきましては、草津市教育委員会告示第12号として告示をいたしましたので、ここに御報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが2件の御報告とさせていただきます。

藤田教育長

報告事項につきまして、御質問等はございませんか。

それでは報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

続きまして先ほど非公開としました議案の審議に移ります。

———非公開———

藤田教育長

以上をもちまして、本日の議事は終了となりますが、他に

ございませんでしょうか。

ないようでございますので、これをもちまして6月定例会
を終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後4時30分